

広島県農業会議第4回常任会議員会議議事録

- 1 日 時 平成23年7月15日(金)午前11時00分から午前11時57分
- 2 場 所 広島市中区鉄砲町 広島県土地改良会館会議室
- 3 出席会議員(15名)

1番 安福 孝昭	2番 梶原 安行	3番 佐々木信幸	4番 林 武彦
5番 加栗 建男	6番 近廣 多郎	7番 榎原 勝正	8番 大元 活男
9番 石田 文雄	10番 中谷 憲登	12番 宮脇 勝博	15番 下垣 雅史
16番 山口 泰治	17番 安井 裕典	18番 滝口 季彦	
- 4 欠席会議員(3名)
- 5 審議事項
 - 第1号議案 農地法第4条第3項の規定による諮問について
 - 第2号議案 農地法第5条第3項の規定による諮問について
- 6 協議事項
 - (1) 平成24年度広島県農業施策に関する提案について
- 7 県及び市町農業委員会職員出席者
 - (1) 広島県

農林水産局農業技術課	主 幹	橋本 義彦
農林水産局農業技術課	専門員	大瀬戸啓介
 - (2) 市町農業委員会

広島市農業委員会	主 査	小田 政明
呉 市農業委員会	事務局長	栗原 孝夫
三次市農業委員会	主 任	渡邊 英俊
庄原市農業委員会	主 任	岸 泰弘
東広島市農業委員会	主 任	平沢 成典
安芸高田市農業委員会	専門員	安田 勝明
北広島町農業委員会	係 長	榎野 一也
世羅町農業委員会	係 長	中島 誠治
- 8 広島県農業会議

事務局長	木原 政弘
次 長	小林 修二
農地相談員	江上 正一
業務課長	龍尾 満弘

9 議事内容

事務局

ただ今から、平成23年度第4回常任議員会議を開会いたします。
開会にあたり、滝口会長がご挨拶を申し上げます。

滝口会
長

皆様、おはようございます。連日、暑い日が続いておりまして、お疲れのことと思いますが、にも変わリませず、第4回の常任議員会議にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

今年の春先には、県内のダムの貯水率が低く、水不足を心配しておりましたが、梅雨に入って雨に恵まれ、ダムの貯水率も90～100%になったと聞いております。梅雨は平年より早く明けましたが、水の心配はなくなったと安心しておるところであります。

まず、昨年度末から皆様に取り組んでいただきました「東日本大震災の義援金活動」と「TPP交渉参加反対全国1千万署名」についての状況報告と、お礼を申し上げたいと思います。

「東日本大震災の義援金活動」につきまして、全国農業会議所の集計では7,345万円余となりました。被災農業者等の経営と生活の復活を図り、一日も早い復興を支援することとされております。

「TPP交渉参加反対全国1千万署名」につきましては、6月の全国の中間集計結果では、目標を超える1,120万人余の署名者数と発表されております。このことは、TPP交渉参加反対の国民の声として大きな力になると思っております。

TPPに関しての全中の調査がまとまりました。大学の研究者でつくる人口開発研究委員会がTPPの農業・人口・環境に与える影響についてまとめた結果によりますと、日本の米の関税撤廃で、国産米の価格は9割下落し、稲作農家の衰退の結果、アジアから日本への米輸入が急増して、アジアの飢餓人口が新たに2億7,000万人増えると予測しました。TPPの弊害の大きさをあらためて浮き彫りにされたところでございます。これは昨日の『農業新聞』に掲載されておりました。断固たる反対をせねばという思いを新たに強くしたところでございます。皆様には、積極的な取り組みをいただきまして、ありがとうございました。

次に、皆様には既にご案内をいたしておりますが、8月12日（金）に広島県農

業会議第92回総会を開催いたします。平成22年度の事業報告及び決算、ならびに役員の変更を予定しております。皆様のご出席をお願いいたします。

さて、本日の会議は、広島市ほか15市町の農業委員会会長から諮問のありました農地法第4条、第5条関係について、ご審議をいただきます。

そのほか、協議事項としまして「平成24年度広島県農業施策に関する提案について」を予定しております。

それでは、どうか慎重なご審議をいただきまして、スムーズに進みますように、よろしくお願い申し上げます。

事務局

ありがとうございました。

会議に入る前に、呉・東広島地区からの重光常任議員が、農業委員の任期満了に伴い退任され、新たに東広島市農業委員会会長に選任された加栗建男さんが、互選により常任議員に選出されましたので、ご紹介いたします。

加栗常
任会
議
員

先ほど、ご紹介をたまわりました加栗と申します。前任の重光会長より後任となりました。どうか皆さま方にはいろいろとご指導をたまわりますように、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

事務局

それでは、これより会議に入ります。

事前に送付しております諮問資料は、その後の変更はございません。ご持参いただきました諮問資料が正本となりますので、ご了承願います。

会則第37条の規定により、会長が議長を務めさせていただきます。

滝口会長、どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

それでは、規定によりまして議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席議員数をご報告いたします。

常任議員総数18人、うち本日の出席は15人です。

出席者が過半数に達しておりますので、本会議会則第32条の規定により、会議は成立いたします。

議事録署名者を私の方から指名させていただきます。

●番 ●●会議員、●番 ●●会議員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

これより審議に入ります。

今回、諮問のありました農地法関係議案の概要につきまして、事務局からご説明します。

事務局

(諮問概要説明)

今月分の諮問案件の概要を説明いたします。

資料4 ページ上段「総括表(県合計)」の全体集計分をご覧ください。

最下段「計」欄にありますように、延べ29、実16市町農業委員会から124件、68,584.24㎡、うち「4条」関係が14市町農業委員会から44件、27,840.00㎡、「5条」関係が15市町農業委員会から80件、40,744.24㎡となっております。

次に、5ページの「転用目的別一覧表」の合計をご覧ください。

主要なものを見てもみますと、件数では、「住宅」が68件で54.8%、次いで「その他」が20件で16.1%、「駐車場」が17件で13.7%、「資材置場」が12件で9.7%、「農業用施設」が6件で4.8%となっており、面積では、「住宅」が23,730.96㎡で34.6%、次いで「その他」が16,451.28㎡で24.0%、「駐車場」が12,434.00㎡で18.1%、「資材置場」が10,585.00㎡で15.4%、「農業用施設」が4,362.00㎡で6.4%となっております。

以上で「今月分の諮問案件」の総括説明を終わります。

なお、「主要案件」については、関係の市町農業委員会から後ほど説明をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の説明について、ご意見ご質問があれば、お願いいたします。

常任会
議員

(質疑、特になし)

議 長

それでは、議案審議に入らせていただきます。

第1号議案「農地法第4条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、三次市農業委員会からお願いします。

三次市
農業委
員会

三次市農業委員会です。

資料1の2ページ及び資料3の1ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、墓地への転用事案です。

●●氏は、三次市●●町に居住する農業者です。

このたび、既設の墓地が遠方で不便をきたしているのを、自宅裏の申請地に墓地を建設するため、転用しようとするものです。残った農地は形状不整形につき、植栽ならびに墓の参道として利用します。

申請地は、三次市役所●●から南東へ7kmの所にある第1種農地です。

申請地は、●●地区●●工区として昭和57年度から昭和61年度にかけて実施された県営ほ場整備事業で整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第33条の第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

以上、事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、墓地埋葬法許可見込みです。

庄原市
農業委
員会

庄原市農業委員会です。

資料1の3ページ及び資料3の2ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、農業用施設への転用事案です。

●●氏は、庄原市内で農業を営んでいます。

このたび、農業機材を充実させるため、現在使用中の農業用倉庫が手狭になったので、申請地に農業用資材の倉庫を新築しようとするものです。

申請地は、庄原市役所●●から北へ約2kmで、●●地区として昭和44年から45年度にかけて実施された第1次農業構造改善事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりで、自宅に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第10条第1項第2号イ「農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは用途区分変更見込みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

東広島
市農業
委員会

東広島市農業委員会です。

資料1の4ページ及び資料3の3ページをご覧ください。

1番の案件について説明いたします。

●●氏によります、農業用倉庫への転用事案です。

●●氏は東広島市●●町に居住し、農業を営んでいます。

このたび、既存の農業用倉庫2棟が県の河川改修工事のために移設しなければならなくなり、隣接の本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、●●地区として昭和47年度から昭和55年度にかけて実施された団体営ほ場整備事業により整備された第1種農地で、農振農用地区域内農地です。

周辺は、すべて第1種農地であり、ほかに適当な土地もないことから、やむなく隣接する申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第10条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、農振農用地区域用途区分変更見込みです。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の5ページ及び資料3の4ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります墓地及び駐車場への転用案件です。

●●氏は現在、安芸高田市●●町に居住する会社員です。

このたび、山の中にある既設の墓地を移設するため、及び居住する宅地が狭隘なため、駐車場として本申請地を転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市●●支所から南約4kmに位置し、●●工区として昭和61年度から平成9年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

周辺及び●●氏が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に隣接し、ほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

なお、墓地埋葬法につきましては、許可見込みです。

北広島
町農業
委員会

北広島町農業委員会です。

資料1の6ページ及び資料3の5ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

農事組合法人●●によります、野菜団地造成に伴う一時転用事案です。

農事組合法人●●は、地元、北広島町●●地区の集落型農業生産法人です。

このたび、地域内で課題であった耕作放棄地を解消する手段として、土地を取得、集積し、野菜団地を計画、その農地改良工事のため申請地を3年間一時転用しようとするものです。なお、農地改良後は計画どおり野菜団地として利用します。

申請地は、北広島町の東部、北広島町役場●●から南へ約5kmに位置する第2種農地です。

一時転用の期間中も周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第4条の規定に基づき、北広島町農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、7月7日に●●常任議員、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査結果を、●●常任議員さんをお願いいたします。

●●常
任会
議
員

北広島町農業委員会の諮問案件について（報告）

それでは、農地転用諮問案件に対する事前現地調査結果報告をいたします。

調査日時は、平成23年7月7日10時半から11時45分の間で行いました。

調査該当農業委員会は北広島町農業委員会、調査員として安芸高田市農業委員会●●さんと、私、●●が赴きました。立会人として、北広島町農業委員会の●●会長と事務局職員の方、広島県農業会議事務局の●●と●●さんで行いました。

調査案件は、農地改良に伴う一時転用案件、農地法第4条1。

所在地は北広島町●●地区、地目が田んぼで31筆、面積は13,524㎡、区分は第2種農地です。

申請人は、農事組合法人●●、代表理事 ●●。

転用計画は農地改良で、野菜団地の造成と。一時転用で許可後3年間、それに伴って、東側、地図で言えば右下に山林があるのですが、それも一緒に転用されるということです。

調査理由は、農地改良に伴う一時転用の妥当性。

調査方法としまして、北広島町農業委員会で概要を聴取した後、現地調査を実施しました。

調査結果ですが、申請地は北広島町の東部、北広島町役場●●から南へ約5kmに位置する第2種農地でございます。山際に位置する狭隘な山間棚田で、小河川を挟み、対岸側はほ場整備が実施されておりました。このほ場整備は平成8年ごろと伺っております。

申請地は、ほ場整備の時の権利調整が不調に終わり、ほ場整備が実施されておらず、不在地主が多く、耕作放棄地として地域でも懸案の土地であるということでしたが、地域でもって平素の管理がなされていたようで、雑草もあまり茂ってなく、また雑木も生えていないというような土地でした。

転用する理由としましては、耕作放棄地解消の手段として、地元農事組合法人、集落法人●●がされるわけですが、これは平成15年に設立され、構成員が47名、経営面積が27ha、経営内容としては米・大豆・野菜・ブロッコリー・キャベツなどの野菜を行っておりました。

この法人が取得されたのが平成23年、今年4月ということで、経営の高度化・多角化を目指し、露地野菜団地を造成するために一時転用を行うものということでしたが、造成した後、2、3年は麦・大豆をして地力の増進を図り、それからブロッコリー等を中心にした露地野菜を行うということでした。

申請地の選定理由として、地域の懸案であった耕作放棄地解消のため、申請地を地元農事組合法人が本年4月に取得済みであると。周辺の農地は、既に地元の農事組合法人●●が集積済み。農地改良完了後は、同法人において、これらの農地と一体的に利用するということが、効率的な農業経営が可能であるということです。

転用計画の妥当性ですが、地元農事組合法人が事業主体であり、立地条件及び事業計画、期間は3年間、農地造成必要土量は6万立方メートル。これはダンプにして1万台というような説明がございました。

転用理由、土地選定共に妥当が認められるということです。

一時転用（農地改良）は、北広島町発注の公共事業から発生する残土で造成します。搬入業者●●株式会社は、地元の北広島町千代田に所在する建設業者7社で構成しています。

年間の残土処分予定が2万立方メートル、これを有効に活用するということが、搬入完了後は表土として肥土を戻し、農地改良が完了することとなっております。工事期間は、町の建設課が管理されるということでした。

申請地の位置及び被害防除措置計画から、周辺農地に悪影響が生じるおそれはないと認められました。

他法令の状況ですが、北広島町行政内部で対応を一元化、すべての許認可（里道水路公用廃止・普通河川保全条例・町道改築・土砂条例など）がすべて許可見込み

であるということをございました。

これで報告を終わります。

議長 　ただ今、ご説明のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて44件の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問があればお願いいたします。

常任会議員 　（質疑、特になし）

議長 　ご質問がないようなので、採決に入ります。

第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会議員 　（挙手）　【挙手の数の確認】

議長 　挙手全員でございます。第1号議案は、「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

続きまして、第2号議案「農地法第5条の規定による諮問について」を議題にいたします。

関係の農業委員会から、順次ご説明をお願いいたします。

それでは、庄原市農業委員会からお願いします。

庄原市農業委員会 　庄原市農業委員会です。

資料1の9ページ及び資料3の6ページをご覧ください。

1番の案件について説明させていただきます。

●●自治会によります、集会所用駐車場及び行事用広場への転用事案です。

●●自治会は、庄原市内の地縁団体です。

●●集会所は、駐車場が狭隘で、各種行事のたびに道路駐車を余儀なくされ、交

通安全上問題となっており、このたび、隣地の申請地を取得して、駐車場の用地及び行事用の広場として転用しようとするものです。

申請地は、庄原市役所●●から南へ約5kmで、●●地区として昭和57年から平成3年度にかけて実施された土地改良総合整備事業により整備された第1種農地です。

周辺は第1種農地ばかりで他に適当な土地もないため、集会所に隣接する本申請地を選定したものです。

本件は農地法施行規則第33条第4号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

安芸高
田市農
業委員
会

安芸高田市農業委員会です。

資料1の11ページ及び資料3の7ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用案件です。

●●氏は現在、広島市●●に居住する教員です。

このたび、農業後継者として帰郷するにあたり、実家が手狭なため、申請地に新たに住宅を建築するため、父親から申請地を借り受け転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市役所●●から南西約1.5kmに位置し、●●工区として平成3年度から平成12年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

譲渡人が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく実家に近接したほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域に居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続きまして、資料1の11ページ及び資料3の8ページをご覧ください。

2番の案件について説明します。

●●氏によります貸資材置場への転用案件です。

●●氏は現在、安芸高田市●●町で建設業を営む会社役員です。

このたび、役員を務める会社が行う県営ほ場整備事業及び吉田町内での受注工事の増加に伴い、業務の拠点施設として申請地を譲り受け、転用し、自身の営む会社へ賃貸しようとするものです。

申請地は安芸高田市役所●●から南西約5kmに位置し、国道54号線に面した第2種農地であり、耕作放棄地です。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続きまして、資料1の11ページ及び資料3の9ページをご覧ください。

4番の案件について説明します。

有限会社●●によります駐車場及びグループホームの広場への転用案件です。

有限会社●●は、安芸高田市●●町でグループホーム●●を運営する福祉事業者です。

このたび、申請地に隣接するグループホーム●●の駐車場及び入所者のための広場として申請地を譲り受け、転用しようとするものです。

申請地は安芸高田市●●支所から南東60mに位置する第3種農地です。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

続きまして、資料1の11ページ及び資料3の10ページをご覧ください。

5番の案内について説明します。

●●によります、農業用施設への転用案件です。

●●は、安芸高田市●●町●●集落の営農組織です。

このたび、集落の共同農業施設として、乾燥調整用倉庫、農機具倉庫、育苗施設としてのビニールハウスを設置するため、構成員から申請地を借り受け、転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市●●支所から南西約2.5kmに位置し、●●工区として昭和58年度から昭和63年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

構成員が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく山林に隣接した日照条件の悪い、ほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行令第18条第1項第2号イ「農業用施設に供する場合」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域の用途区分変更見込みです。

続きまして、資料1の11ページ及び資料3の11ページをご覧ください。

6番の案件について説明します。

●●氏によります、一般住宅への転用案件です。

●●氏は現在、安芸高田市●●町に居住する会社員です。

このたび、農業後継者として帰郷するにあたり、実家の宅地内に住宅を建設しようとしたが、手狭なため、隣接する農地を分筆し、宅地と併用して住宅を建設するため、祖父から申請地を借り受け、転用しようとするものです。

申請地は、安芸高田市役所●●から南西約3kmに位置し、●●工区として昭和55年度から平成元年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

申請者の家族が所有する農地は第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく自宅に隣接し、ほ場整備区域の端に位置する本申請地を選定したものです。

本件は、農地法施行規則第33条第4号「周辺地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

なお、農振農用地区域からは除外見込みです。

いずれの案件も事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

世羅町
農業委
員会

世羅町農業委員会です。

資料1の13ページ及び資料3の12ページをご覧ください。

1番の案件について説明します。

●●氏による一般住宅への転用事案です。

●●氏は、世羅町に居住する会社員です。

●●氏は、4世代同居の家族で、県道に接する宅地に住んでいますが、県道と住宅の間は非常に狭く、自家用車の駐車にも苦慮していますし、また県道隣接ということで車も通る関係から、危険も伴っているという状況の中、若い世代が就職、結婚をする時期となり、現住宅及び敷地では狭く、隣接する農地を転用し、住宅を建て、安全で快適な居住環境を整えようとするものです。

申請地は世羅町役場●●から西へ約20kmに位置し、●●地区として昭和61年から平成9年にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

近隣の農地はすべて第1種農地であり、他に適当な土地もないことから、やむなく申請者の自宅に隣接する申請地を選定したものです。

本件は農地法施行規則第33条第4号の「周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」として、第1種農地の不許可の例外に該当します。

事業規模から見て適切な面積であり、周辺の営農条件に支障を生じるおそれもないと認められることから、許可妥当と判断し諮問しました。

議 長

以上で、説明が終わりました。

ここで、常任議員による農地法諮問案件に係る事前現地調査といたしまして、農地法第5条の規定に基づき、安芸高田市農業委員会から諮問があり、先ほど農業委員会より説明のありました転用案件について、7月7日に●●常任議員、●●会議員を調査員とし、地元農業委員会の立ち会いのもと、現地調査を行いました。

その調査報告を、●●常任議員さんをお願いいたします。

●●常
任会
議
員

安芸高田市農業委員会の諮問案件について（報告）

調査日時といたしまして、平成23年7月7日13時30分から15時30分。調査該当農業委員会は安芸高田市農業委員会、調査員として●●北広島町農業委員会●●と●●です。立会人として、安芸高田市の●●会長、事務職員、広島県農業会議の●●、●●。

調査案件ですが、これは2件ございまして、安芸高田市のナンバー5とナンバー

2を調査しました。まずナンバー5のほうの報告をいたします。

調査案件としましては、農業用施設への転用案件でございます。所在地は安芸高田市●●町●●、田んぼで1筆、1,816㎡で第1種農地。申請人は●●という集落組織で会長の●●、転用計画は乾燥調整施設、農機具倉庫、育苗用ビニールハウスでございます。

調査理由として、農業用施設への転用の妥当性ということで、安芸高田市●●支所において概要の説明を受け、その後、現地調査をいたしました。

申請地は、安芸高田市●●支所から南西約2.5kmに位置し、●●地区として昭和58年度から63年度にかけて実施された県営ほ場整備事業により整備された第1種農地です。

転用理由としましては、この●●町●●集落として中山間地域直接支払制度の協定を結んでおります集落営農が、今後、この拠点施設として、構成員から申請地を借り受けて農業用施設用地に転用しようとするものであります。

選定理由としましては、周りには第1種農地ばかりであり、他に適当な土地もないことから、やむなく山林に隣接しており孤立した日照条件の悪い、この整備地域の中でも最も悪い地域を選定されたものでございます。

転用の妥当性につきましては、地域営農を担うことにおきまして、地域の高齢化が進む中、またこうして営農の拠点施設として、乾燥場あるいは育苗施設をここに求めようと。これまでも、カントリーエレベーターを利用されているのですが、大変待ち時間が長く、地域の方が大変苦慮されていたような経緯がありまして、この地に乾燥場を設けたらいいのではないかという発想のもと、こういう計画がなされたように聞いております。

転用の位置については、内容から判断して、周辺農地に悪影響が生じるおそれはないということです。

他法令の状況ですが、農業用用途区分変更については変更見込みだということでございます。

その6番目として「経過」ということを書いているのですが、これは残念なことに、7月7日に現地調査に入りましたら、俗に言う事前着工ということで、1枚めくっていただいて右端のほうの写真のように、重機がそこに置かれて、既に表土がはがれていると。これは遺憾であるということ、安芸高田市の農業委員会へ申し

まして、その顛末と今後の対応について、どうするのかということに注意しました。

その後において、安芸高田市農業委員会のほうが、直ちに工事中止、あるいはこれからの指導、これは許可後に再度やるということで法令を厳守し、その内容として始末書を提出していただいたということです。

続きまして、安芸高田市で提出されましたナンバー2のほうです。

これは資材置場あるいは重機駐車場への転用案件です。

申請地は安芸高田市の●●町●●というところで、田んぼが7筆、3,448㎡、これは第2種農地でございます。申請人は●●さん、●●工業の会社役員でございます。資材置場、駐車場、事務所ということで転用の申請がされております。

これは安芸高田市役所●●より南西約5kmに位置し、国道54号線に隣接する第2種農地です。周辺農地はすべてほ場整備が実施されていますが、申請地は未整備であり、県外居住者の●●さん外4名の方に相続されていて、これは既に県外に住居を構えておられるということで、この7筆中3筆は20年以上前から耕作放棄地状態で、そこへ目を付けられたということでございます。

転用する理由ですが、申請人、●●工業は安芸高田市●●町で土木建設業を営む会社役員であり、このたび会社の業務拡張に伴い、申請地を資材置場及び重機駐車場として会社へ貸与するために転用するものでございます。

選定理由としましては、安芸高田市より公共事業、整備事業等、いろいろな事業を展開する中で手狭なことから、この駐車場が必要になり、安芸高田市に合併以後、●●のほうに大変仕事が多くなったということで、この国道に隣接する資材置場を求めて、国道54号線のサイドの申請地を求めたものでございます。

転用計画の妥当性については、申請人は事業計画その他で業務拡張に伴い、こうした業務に対しての必要性から、これは許可妥当と認められるので、ここにご報告いたします。

その他法令の状況ですが、農振農用地区域からの除外については除外見込みということですので。報告を終わります。

議長

ありがとうございました。

ただ今、ご報告のありました案件と、それ以外の案件について、合わせて80件

の諮問を受けております。

これらについて、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

常任会
議員 (質疑、特になし)

議 長 他に、ご質問がないようなので採決に入ります。

第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申することに賛成の方は挙手をお願いします。

常任会
議員 (挙手) 【挙手の数の確認】

議 長 挙手全員でございます。第2号議案は「諮問のとおり許可されることに異議ない」旨、答申いたします。

審議事項につきましては、以上で終了しました。

農業委員会の方々には、大変ご苦労さまでした。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

「平成24年度広島県農業施策に関する提案について」事務局よりご説明いたします。

事務局 (資料5により説明する)

資料5をお出しいただきたいと思います。

「平成24年度県農業・農村施策に関する提案(案)」でございます。

右上のほうにナンバーがありますが、そのナンバーで説明をさせていただきます。

7農業委員会と2団体から意見を頂きまして、それをここにまとめております。まず、ナンバー1の「農用地面積の確保と農業基盤整備事業の計画的な推進について」。これは、県が昨年12月に「広島県農業振興地域整備基本方針」を変更され、平成32年に確保すべき農用地等の面積の目標を定められたと。また、同じく

12月に、「2020広島県農林水産業チャレンジプラン」を策定され、前計画から引き続き「担い手を中心となった力強い農業構造の確立」を最も重要な目標として掲げられたということでございます。

こうしたことから、具体的な提案の内容としましては、平成32年度において確保すべき農用地等について、農業基盤整備計画を再検討していただき、この改定計画に基づき、計画的な農業基盤整備事業の推進をお願いするというかたちにもっていきたいと考えてまとめました。

個別にいろいろな事業が出ているわけですが、この中段に書いておりますように、「中山間地域を象徴する『棚田』については、景観形成や水源涵養等の多面的機能を持つ水田として維持管理していくことも必要です」ということで、できれば、これも含めたような計画を見直していただきたいという要望にしたいと思いません。

ナンバー2、次のページに移っていただきたいと思いますが、「中山間地域等直接支払制度における緩傾斜地の取り扱い」。これは集落法人協会からということで毎年頂いていました。国の制度では、緩傾斜地について県の特認基準で対象に含めることができるとされておりましたけれども、県の特認基準では急傾斜農用地についてのみ特認基準が定められておりました。

そういうことで、こういう要望があったのですが、中段に米印で入れておりますように、中山間地域等直接支払事業に係る広島県の特認基準については、平成23年7月6日付けで変更されまして、「急傾斜農用地（傾斜度が田で20分の1以上、畑で15度以上の農用地）」から「傾斜農用地（傾斜度が田で100分の1以上、畑、草地及び採草放牧地で8度以上の農用地）」に改められました。このことによりまして、要望どおりの改正が行われたということから、この案件については提案を取りやめるということです。一応、紹介させていただきます。

ナンバー3の「農地・水・保全向上対策の推進について」ですが、この事業の対象地域の要件は集落法人等の担い手の存在する地域等ということで、担い手要件と一般的に言われておりましたが、この要件が今年度から廃止されております。

持続的な農業生産活動による農地の効率的な利用と保全に向け、本対策の活用による地域ぐるみでの農地・農業用施設等の適正な維持・管理に取り組むことを推進することが、公益的機能が維持される農地の確保につながるものと考えられますこ

とから、平成24年度以降に継続されることが有望な農地・水・保全管理支払制度の共同活動の支援について、2020広島県農林水産業チャレンジプランの目標面積以上の取り組みに向けた強力な推進と併せ、地域共同活動の支援に対する予算の確保を要望するというふうにまとめていきたいと思っております。地域共同活動組織をつくっていくことが非常に有用なことと思っておりますので、そのようにさせていただきたいと思っております。

ナンバー4の「遊休農地対策について」は、意見の内容について検討が必要と。1点目のほうは、制度そのものの理解を求めることが必要であろうと。貸したら土地が返らないという不安がありますが、基盤強化法でいけば、そういうことはないですよということを、しっかりとやっていかなければならないだろうと。

もう1点、これは大型機械のリース料ということを言われているのですが、農業委員会に確認しましたところ、国庫の検討はしていないと言われました。おそらく、国庫事業ならこういったメニューもございますので、その辺を検討していただいて、もし単県でないと難しいということであれば、あらためて取り上げてみたいと思っております。

ナンバー5「有害鳥獣対策について」です。これは昨年からもいろいろございまして、提案に対して予算を十分に付けていただいたわけですが、やはり非常に難しいということもございまして。

そういったことから、1点には棲み分けの問題があると。里山整備も含まれているかもしれないのですが、里山整備等により、有害鳥獣との棲み分けを目指した新たな対策を検討していただきたいということ。また、もう1点は、狩猟者の高齢化と担い手不足といったことで、十分な捕獲ができない状況にあるということから、狩猟者の担い手の確保と助成措置をお願いするかたちに取りまとめたいと思っております。

ナンバー6からは、JA中央会さんと協議するわけですが、JAさんの方針等とも絡んでまいりますので、その協議の場で整理をさせていただきたいと思っております。

「多様な経営体の共存による広島県農業の振興について」という案件が出ております。これは集落営農の位置付け等がJA中央会の提言の中にもいろいろ入っておりますし、次は直接的に和牛の関係が出ておりますが、JA等に経営主体に関わっ

でもらって、和牛オーナー制度をやっていたらどうかというようなことですので、これはJ Aと協議の場で、こういったことが可能なのかも含めて検討させていただきたいと思っております。

食育、地産地消につきましても、J A等関係団体との連携が重要といったことを書いていただいていますので、これも併せて、そういうかたちでさせていただきたいと。

したがいまして、今後のJ A中央会との協議には、1番、3番、5番の項目を農業会議の提案項目として、さらにナンバー6から8については、J A中央会との協議の場で調整させていただくということでご了解いただければと思います。

以上でございます。

議 長 　ただ今、事務局が説明いたしました内容について、ご意見ご質問がございましたらお願いいたします。

　もう一度、最後のまとめを言ってください。1と3とを出して。

事務局 　1と3と5を農業会議の要望事項として、まず出させていただきたいと。

　6から8につきましては、J A中央会さんとの協議の中で、こういったことを取り上げられるかどうか、ある程度、J A中央会さんの意向が整わないと提案できませんので、それを調整させていただいてと思っております。

　できれば、8月、次回の常任会議ぐらいに状況報告できるようにまとめたいと考えますので、よろしくお願いいたします。

議 長 　5はどうですか。

事務局 　5は有害鳥獣ですね。これは一応、提案に入れます。狩猟者の確保というような面がありますので、これは要望を。

議 長 　今の事務局の説明でよろしいでしょうか。

常任会 　（質疑、特になし）

議員

議長 では、ご意見がないようでございますので、ただ今申しましたとおりの提案をさせていただきますと思います。

それでは、次回の情報交換につきまして、事務局からご説明いたします。

事務局 事前に、特に皆様からご意見等を頂いておりません。事務局から提案をさせていただきますと思います。

先ほどから、県のほうで取りまとめられた「2010チャレンジプラン」というような話も出ております。ご存じのとおり、県あるいは農業組織も含めて、担い手の育成ということにさまざま取り組んでいるわけですが、現在、県が中心になって進めております集落法人の育成内容、経営の実態、支援策などを県としても仕組んでおります。

そういうことにつきまして、次回は県の農業担い手支援課のほうから情報提供をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長 事務局が申しましたように、来月は県のほうにお願いして、ただ今申しましたとおりのテーマ、情報交換をさせていただきますと思います。

本日、提案いたしました案件はすべて終わりました。

会務全般について、ご意見があればお願いします。

常任会
議員

(意見、特になし)

議長 ないようでございます。

次回の常任会議員会議は、8月18日木曜日、午後1時30分から、当「土地改良会館」で開催いたします。

これもちまして、本日の会議を終了いたします。会議員の方々には、大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

議 長 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●

議事録署名者 ● ● ● ●